

三重県教育施策大綱（仮称）（最終案）

1 大綱策定の趣旨

（1）大綱の位置づけ

「三重県教育施策大綱（仮称）」は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項に基づき、三重の教育の基本的な方針や教育施策の主な内容について示すものです。

※修正部分を下線（波線）で表示しています。
また、主な修正部分には修正理由を付記しています。
なお、説明のない修正は全て「表現の精査によるもの」です。

（2）大綱の期間

策定の日から平成 31（2019）年度末までとします。

2 教育を取り巻く社会情勢の変化

（人口減少、少子高齢社会の進行）

- 三重県の人口は減少局面に入り、平成 42（2030）年には、平成 22（2010）年より、約 20 万人少ない 165 万人程度にまで減少すると推計されています。今後、戦略的な人口減少対策を進め、県域全体の自立的かつ持続的な活性化につなげることが喫緊の課題となっています。
- 特に本県の人口社会減の状況は、高等教育機関進学時および卒業時の若者の県外流出が顕著で、今後、県内への若者の定着を図るため、高等教育機関の魅力向上と学生の確保、就職対策が求められています。

（グローバル化の進展）

- ICT や交通ネットワークの飛躍的な発達により、人・もの・情報等が地球的な規模で交流するグローバル化が進んでいます。教育においても、郷土に対する深い理解や異文化理解の精神、語学力をはじめとする幅広いコミュニケーション能力などを育成することが求められています。

（情報化の進展）

- 距離的・時間的な制約を受けない双方向での情報交流が可能になるなど、情報化の進展が加速しており、日常生活や経済活動に劇的な変化がもたらされています。情報スキルの差が新たな社会的・経済的格差を生む可能性もあり、情報教育の重要性がますます高まっています。

- 子どもたちの携帯電話等の所有率は約6割に達し、SNS^{*1}と言われるコミュニケーション手段が生活に浸透しつつあります。一方で、ネット上でのいじめ事案等が増加しており、情報モラルの向上が求められています。

(雇用環境の変化)

※雇用環境の変化をより適切に表す内容に修正

- 国籍を問わない採用、成果・能力重視の賃金制度の導入など、雇用環境が変化し、雇用形態の多様化が進む中で、非正規就業者の割合は、労働者の37.4%（平成26（2014）年度）を占めるに至っています。若年無業者への支援や早期離職につながる求人と求職のミスマッチの解消などが課題となっており、学校教育におけるキャリア教育の充実、学校とハローワークの連携強化などが求められています。

(教育格差と貧困の連鎖)

※より正確な文言に修正（学力格差→教育格差）

- 我が国においては、家庭の経済状況や環境等により、子どもたちの進学機会や学力等に差が生じているとの指摘があります。また、教育格差が原因となって、貧困の連鎖につながるものが危惧されています。

(子どもたちの安全確保への対応)

- 東日本大震災により、これまでの学校の防災教育・防災対策の根本的な見直しが必要となりました。本県においては、建物の耐震化は進んでいますが、外壁、天井材などの非構造部材の耐震化は早急に対策を講じる必要があります。
- 登下校中の子どもたちが巻き込まれる交通事故や連れ去り・通り魔などの生命を脅かす事件が全国的に相次いでおり、学校や通学路における子どもたちの安全確保が求められています。

(国の教育改革の動き)

- 国において、道徳の教科化、小中一貫教育の制度化をはじめ、高等学校教育改革、高大接続改革、大学改革、学習指導要領の改訂など、教育改革に係るさまざまな動きがあります。今後とも、教育内容・制度の大きな変革が予想されることから、本県においても的確に対応していく必要があります。

^{*1} SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービス。人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のサービスのこと。あるいは、そういったサービスを提供するサイトも含まれる。

3 三重の教育における基本方針

(教育の意義)

- 教育は、子どもたちをはじめとする「学ぶ人」のためのものです。それは、一人ひとりの可能性を「開花」させ、「生き抜いていく力」を育み、人生を豊かに輝かせる営みです（個人的意義）。
- 特に、子どもたちは地域社会の「希望」そのものであり、教育は、子どもたち自身の希望を創るという意味で、最も重要な政策分野だと言えます。
- また、教育は、それぞれの個性・能力が社会参画というかたちで咲き誇ることをとおして、社会に発展という「実り」をもたらす創造的な活動です（社会的意義）。
- 経済社会活動のあらゆる分野において、「人」が活力の源泉であることを考えれば、教育こそが「未来創造の『駆動力』」とならなければなりません。

(教育の重要性の一層の高まり)

- 折しも、知識が社会の発展を牽引する「知識基盤社会」^{*2}が一層その進展の歩みを速めており、今後は教育の質が地域の将来を左右する決定的要因となります。
- また、社会が本格的な人口減少局面を迎えつつある中、地域が持続可能な発展を遂げていくためには、一人ひとりの能力を最大限に高め、未来への希望を育むとともに、自らの希望の実現に向けて主体的に社会や地域に関わる人の数（希望活動人口）を増やしていけるよう、教育の充実を図らなければなりません。

※みえ県民カビジョン・第二次行動計画を
ふまえた記述内容の修正

(「新しい豊かさ」への挑戦と教育の役割)

- 加えて、今、三重県政は、これからの時代を展望し、「経済的な豊かさ」と「精神的な豊かさ」、そして、これまでは積極的に豊かさにとらえられてこなかった「社会のシステムやつながりの豊かさ」の3つを全て高めることで、「新しい豊かさ」を享受できる三重の実現をめざしています。

^{*2} 知識基盤社会：平成 17（2005）年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」で示された言葉。「新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会」と定義されている。

- 「新しい豊かさ」の実現のためには、一人ひとりが、自らの選択により、未来を切り拓くために必要な能力を身につけ、自分らしさを発揮できる機会を見だし、アクティブ・シチズン^{*3}として主体的に社会づくりに関わることが大切です。

教育には、アクティブ・シチズンを育み支援する社会的基盤として、重要な役割が求められています。

(教育に取り組む基本方針)

- 「第三の分水嶺」^{*4}の先にある社会、新しい三重の姿を展望する時、一人ひとりの輝く未来と希望に満ちた社会の創造に向けて、教育の果たすべき役割は多大です。

※教育の個人的意義と社会的意義の双方をふまえた表現に修正

- そこで、人口減少等がもたらすさまざまな地域課題と向き合う中で、三重の持つ「多様性」という強みを活かしながら、教育が「駆動力」となって、新しい時代へのブレイクスルーに挑みます。

- そして、学校はもとより、家庭、地域住民、企業など、教育に携わる全ての者が、「毎日が未来への分岐点」という共通認識のもと、明日の発展につながる教育活動を；

- ①「生き抜いていく力」の育成
- ②「教育安心県」の実現
- ③「生涯現役・全員参画型社会」に向けた学習基盤の充実
- ④教育への県民力の結集 ～「時をつなぐ協創」^{*5}の推進～
- ⑤「三重ならではの」教育の推進

- ⑥社会的課題をふまえた教育の充実
を基本方針として、全力で進めていきます。

※議会意見への対応

^{*3} アクティブ・シチズン：三重県の長期構想である「みえ県民力ビジョン」で示された県政用語。社会における自らの役割と責任を自覚し、積極的に社会に参画する、「自立し、行動する住民」のこと。

^{*4} 第三の分水嶺：「みえ県民力ビジョン」で用いられている言葉。日本が今直面している時代の転換点を、明治維新、第二次世界大戦の終戦に次ぐ「第三の分水嶺」と表現するもの。「分水嶺」は、異なる水系の境界線をさす地理用語であり、ここではターニングポイントの意味で用いている。

^{*5} 協創：「みえ県民力ビジョン」で示された県政用語。県民の皆さんと行政それぞれが「公」を担う主体として自立し、行動することで、「協働」による成果を生み出し、新しい価値を創造していくこと。

(1)「生き抜いていく力」の育成

三重で学ぶ人が、自らの無限の可能性を信じ、未来への希望を胸に来るべき時代を生き抜き、夢と志を実現できるよう、「自立」「共生」する力を育む。

- 将来予測が困難とされる来るべき時代においては、変化の風に凜として向き合い、確固たる自分の軸を持ち、他者との絆を大切にしながら、豊かな未来を切り拓く力、即ち「生き抜いていく力」が求められます。

そこで三重県は、直面する課題に自ら考え判断し、主体的に対応していく「自立」の力、および他者との関わりの中で共に支え合い、新しい社会を創っていく「共生」の力を育む教育を推進します。

- また、「何を学んだのか」だけではなく、「それをどう活かすのか」を重視し、学んだ知識を、課題や困難を乗り越えるための知恵や実行力へと結実させること、新しい価値の創造へとつなげていくことができるよう、教育活動の改革・改善を図ります。

- 特に子どもたちに関しては、一人ひとりの可能性を最大限に引き出すことができるよう、課題となっている学力・体力の向上に向け、優先度を高くして取り組むとともに、規範意識、郷土愛等の豊かな心を育む教育を一層推進します。併せて、「教育の原点」である家庭教育と、人間形成の基礎を担う幼児教育の充実に向けた取組を拡充し、就学後の確かな学びにつなげていきます。

- 一方、厳しい生活環境の中で明日への夢や希望を抱くことが簡単にできない、あるいは、まだ自信や意欲を持てず人間関係がうまく築けないなど、逆境や葛藤の中で懸命に生きている子どもたちがいることをふまえ、一人ひとりが自らをかけがえのない存在として感じられるよう、自己肯定感の涵養を図ります。加えて、学ぶ意欲の向上、豊かな人間関係を形成する力の育成等を通じ、誰もが自分の可能性を信じ、人生を大切に歩んでいけるよう支援します。

(2)「教育安心県」の実現

この三重県を、経済的・社会的な事情にかかわらず、誰もが必要な「学び」を自由を選択できる「教育安心県」にする。

- 教育を受ける機会は、生まれ育った環境等によって決定されるのではなく、本人の能力・意欲に応じ等しく与えられなければなりません。

三重県は、家庭の経済的な事情等による学習機会や学力等の差が収入の格差につながり、それが世代を越えて再生産されるといういわゆる「貧困の連鎖」によって、意欲ある者の将来が閉ざされることのないよう、誰もがあらゆる制約を越えて必要な「学び」を自由を選択できる環境を整えます。

- また、学校教育において、災害や交通事故、犯罪など、子どもたちをさまざまな危険から守るとともに、いじめの根絶、不登校児童生徒への支援を図るなど、安全で安心な教育環境を実現します。併せて、障がいの有無や国籍の如何にかかわらず、子どもたちが共に学べる環境を整備し、一人ひとりの多様なニーズに寄り添う教育の推進を図ります。

(3)「生涯現役・全員参画型社会」に向けた学習基盤の充実

あらゆる世代の全ての人々が能力を高め発揮する「生涯現役・全員参画型社会」の実現に向け、学習基盤の充実を図る。

- 生産年齢人口が減少する中、地域社会の持続的な発展に向けて、あらゆる世代の全ての人々が能力を高め発揮する「生涯現役・全員参画型社会」の実現が求められています。

そこで三重県は、経験豊かなアクティブ・シニアを含むあらゆる世代が、また、障がい者、女性、外国人等を含む全ての人々が、主体的に学習機会を選択し学ぶことのできる、生涯を通じた学習基盤の充実を図るとともに、その成果を社会に活かすことができる環境づくりを進めます。

- 生涯を通じた学習基盤の充実に向けては、幼稚園・保育所から小学校、中学校、高等学校、大学等、さらには社会人教育に至るまで、学びの各ステージにおける教育の質を高めるとともに、相互の連携を一層深め、時間軸を貫く学びの「縦の接続」が円滑に進むよう取り組んでいきます。

(4)教育への県民力の結集 ～「時をつなぐ協創」の推進～

三重の県民力を結集し、社会総がかりで教育に取り組む。

- 人は誰しも、年齢や職業、考え方の異なる多様な人との魂の触れ合い、心の交流の中で、社会性や豊かな感性を身につけ、成長していきます。学校のみならず、家庭、地域住民、企業など社会の構成員全てが教育の当事者であり、可能性を芽吹かせ「開花」させる「土」の役割を有すると言えます。

そこで、学びに向かう者一人ひとりの輝く未来のために、三重の県民力を結集し「横の連携・協働」を進め、社会総がかりで教育に取り組んでいきます。

- また、教育は未来創造の営みであり、一人ひとりの強みを伸ばし、弱みを克服する取組を、時間をかけて積み重ねていくその先に、かけがえのない成果が生み出されるものです。そこで、「横の連携・協働」により結集した全ての者が、「縦の接続」を意識し、過去・未来と共鳴し響き合う教育を進めることにより教育的な価値の創造につなげる、いわば「時をつなぐ協創」を本県教育の根幹ととらえ、大切にしていきます。

- 加えて、社会総がかりで教育に取り組むためには、そうした機運が脈々と息づく自立した地域コミュニティの形成が不可欠であり、教育の営み自体がその形成・活性化の基盤となる必要があります。

そのキーワードは「絆」であり、さまざまな人びとのつながりや支え合い（社会関係資本）を生み出す教育・学習活動を、学校や公民館等の役割を重視しつつ進めていきます。

(5) 「三重ならではの」教育の推進

自然・人材・伝統・文化・産業など、三重が持つ多様な地域力を活かした「三重ならではの」教育を推進する。

- 三重県は、美しい自然や豊富な人材、多彩な歴史・文化、高度な産業集積を有し、さまざまな資源や魅力にあふれる地域です。この自然・人材・伝統・文化・産業など、三重が持つ「多様性」という強みを活かした「三重ならではの」教育活動を推進することにより、「新しい豊かさ」の実現に参画できる人を育みます。

※議会意見への対応

- 「三重ならではの」教育の推進においては、地方創生の観点に立ち、将来世界で活躍する者にも、郷土の未来を担う者にも、心の土壌としての郷土への思い、地域社会の発展に貢献する意欲、異なる文化を理解する態度等を育ていくことに意を用います。

※議会意見への対応

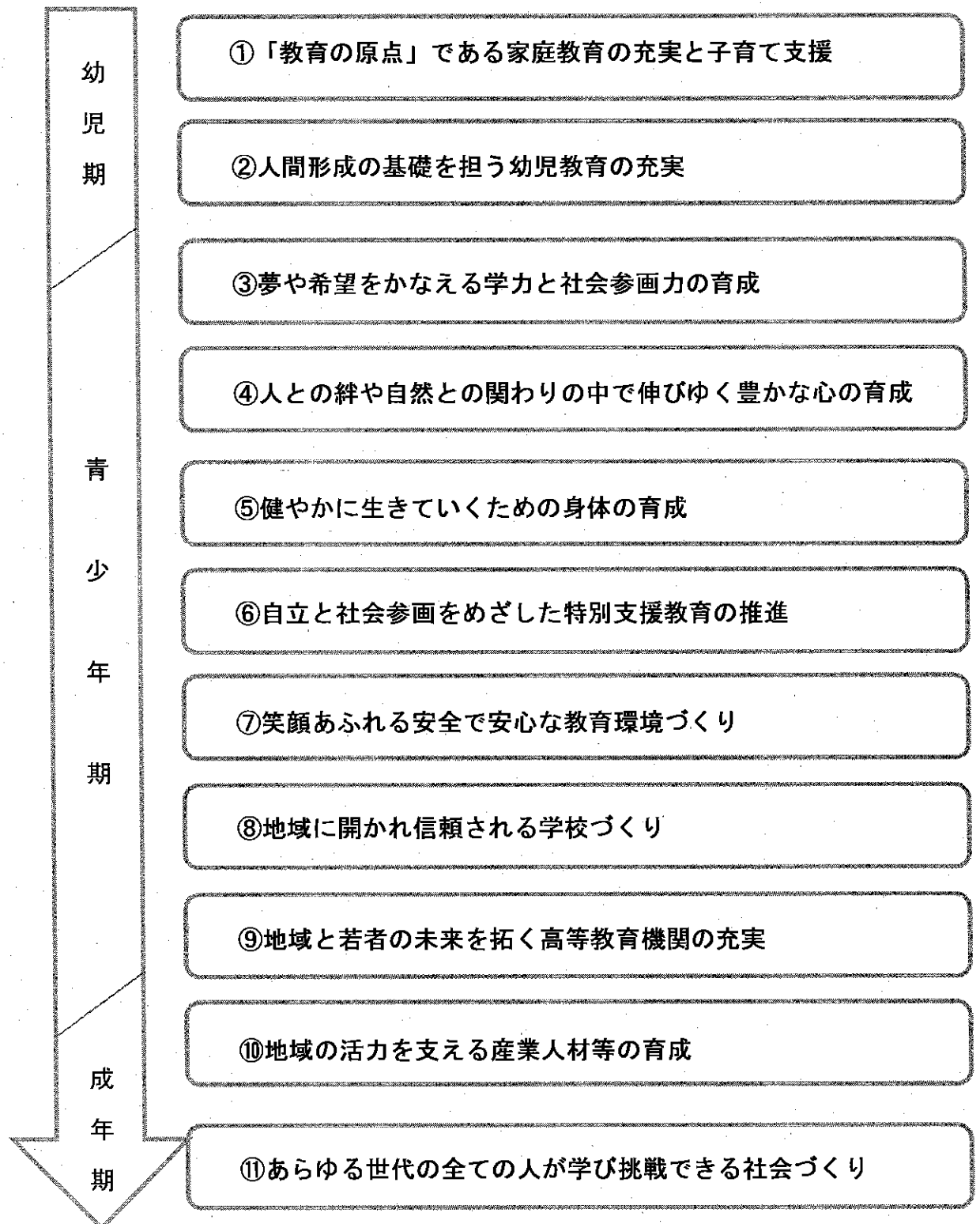
(6) 社会的課題をふまえた教育の充実

時代の変容がもたらすさまざまな社会的課題に的確に対応した教育の充実を図る。

- 少子化・高齢化、グローバル化、環境・資源問題の深刻化、高度情報化、産業構造・雇用環境の変化といった時代の変容がもたらすさまざまな社会的課題をふまえ、グローバル教育、環境教育、情報教育、キャリア教育等を進めるとともに、その教育内容や手法の充実を図ります。
- 今後需要が見込まれる分野の専門家、人手が不足している分野の担い手、地域づくりの推進者など、三重の活力の源泉となる産業人材・地域人材等の育成・確保（活力を生む人づくり）に積極的に取り組むとともに、その人材が地域で活躍できる環境づくり（人を活かす地域づくり）を進めます。

4 教育施策

(教育施策の体系)



1 「教育の原点」である家庭教育の充実と子育て支援

基本的な取組方向

子どもの基本的な生活習慣の形成、心身の調和のとれた発達等を担う「教育の原点」である家庭がその役割を十分に果たせるよう、出産・育児・子育て家庭への支援を充実するとともに、子どもの育ちを支える社会環境づくりを推進します。

また、通園・通学中の子どもを有する家庭に対しては、学校等との連携の一層の推進を図り、家庭と学校が教育効果を高め合うよう取組を進めます。

主な取組内容

- 1 家庭教育を応援するための基本となる方針・戦略を取りまとめるとともに、家庭教育の充実に向けた知見の収集等により、家庭に対する啓発手法を確立します。
- 2 生活習慣・読書習慣チェックシートの活用を促進するとともに、結果を家庭と学校が共有し、連携して家庭での子どもたちの基本的な生活習慣や読書習慣の確立を図ります。
- 3 子どもたちがインターネット利用に関わるルールやマナー等の情報モラルを主体的に身につけるための取組を進めます。また、保護者に対してネット啓発講座を実施します。
- 4 男性の育児参画を進める中で、企業や関係団体と連携して、父親等を対象に、子育てに関して家庭においてできることなどを考える場づくりを促進します。
- 5 各市町の実情に応じた切れ目のない母子保健対策を進めるため、三重県の出産・育児の支援体制である「出産・育児まるっとサポートみえ」により市町の体制整備を支援します。
- 6 低年齢児保育や病児・病後児保育の充実を図るとともに、地域のニーズに応じて放課後児童クラブ・子ども教室の整備、拡充を進めます。
- 7 子どもや子育て家庭の声を直接受け止める電話相談窓口を開設し、関係機関が連携して対応します。
- 8 子育て中の親同士の交流等に取り組む市町の支援や、祖父母世代における子育て応援講座の開催など、子育て家庭を応援する取組を促進します。

- 9 地域企業や子育て支援団体と連携して、親子の絆づくりや地域で子どもの育ちを支える取組を行い、子どもが豊かに健やかに育つことができる家庭や地域社会づくりを進めます。
- 10 子どもたちが社会を生き抜いていく力を育てるため、野外体験保育の普及啓発を進めるなど、自然体験を通じた子育て環境づくり等を進めます。
- 11 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、再発防止のため、各市町の要保護児童対策地域協議会^{*6}を中心に関係機関が緊密に連携し、子どもの保護・支援を図ります。
- 12 社会的養護^{*7}を必要とする子どもが、できるだけ家庭的な環境で養育されるよう、里親委託の推進や児童養護施設の小規模グループケア化などの取組を進めます。
- 13 幼稚園・認定こども園・保育所における教育・子育て相談機能の充実に努めます。
- 14 支援が必要な家庭に対して、スクールソーシャルワーカー^{*8}を効果的に活用し、福祉の関係機関等と連携した支援を行います。
- 15 乳幼児と触れ合う体験活動等を通じて、子どもたちが家庭や家族の役割についての理解を深め、将来、親になったときの心構えを持てるようにします。

^{*6} 要保護児童対策地域協議会：要保護児童への適切な対応を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援内容に関する協議を行うため、児童福祉法に基づき設置された協議会。市町の児童福祉主管課や児童相談所等の関係機関、関係団体および児童の福祉に関する職務に従事する者等により構成される。

^{*7} 社会的養護：保護者のいない子どもや保護者に監護させることが適当でない子どもを、公的責任で社会的に養育し保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家族への支援を行うこと。

^{*8} スクールソーシャルワーカー：学校において、生徒指導上の諸問題の積極的予防および解消のために、社会福祉等の専門的な知識や技能を用い、関係機関とのネットワークを活用して、子どもを取り巻く環境の改善、本人の課題に対処する力の向上を図るシステムづくりを行う専門家。

2 人間形成の基礎を担う幼児教育の充実

基本的な取組方向

子どもたちに、遊びや多様な体験活動等をとおして、学びへの意欲と関心、自分の気持ちを伝える力、自主性、規範意識、自尊感情、思いやりの心など、生涯にわたる人間形成の基礎を培います。

主な取組内容

- 1 多様な体験活動をとおして、自主性や規範意識、自尊感情、思いやりの心などの育成が図られるよう、家庭や地域に働きかけるとともに、実践事例の普及啓発を進めます。
- 2 幼稚園・認定こども園・保育所で子どもたちが体を動かす遊びを推進するとともに、家庭との連携を深め、運動機会の拡充と生活習慣の確立に努めます。
- 3 幼稚園・認定こども園・保育所における教育・子育て相談機能の充実を図ります。(再掲)
- 4 私立幼稚園を設置・経営する学校法人に対して、個性豊かで特色ある教育の推進に要する経費の助成等を行うことにより経営の安定化を図り、もって幼児教育の充実を図ります。
- 5 子どもたちが社会を生き抜いていく力を育てるため、野外体験保育の普及啓発を進めるなど、自然体験を通じた子育て環境づくり等を進めます。(再掲)
- 6 幼保小接続モデルカリキュラムを作成し、普及すること等を通じて、幼稚園・認定こども園・保育所から小学校への円滑な接続がなされるよう取り組みます。
- 7 幼稚園・認定こども園・保育所と小学校が相互に保育・授業を参観したり、指導内容や指導方法について相互理解を図ったりできるよう、交流や合同研修等の取組を推進します。
- 8 知事部局と教育委員会が連携して研修の実施体制を充実するとともに、今後の認定こども園の増加に対応するため、幼稚園教諭・保育教諭・保育士の合同研修を充実します。
- 9 幼稚園・認定こども園・保育所の運営の改善や、乳幼児教育に係る諸課題の解決に向けた研修を園(所)長等を対象に行います。

3 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成

基本的な取組方向

全ての子どもたちが、自らの夢や希望をかなえ、未来を創り、自分らしく暮らしていけるよう、学力向上に取り組みます。また、グローバル教育、キャリア教育、情報教育等を通じて、コミュニケーション能力など子どもたちの社会参画力を育成します。

主な取組内容

- 1 子どもたちが主体的に学び、自信と意欲、高い志を持って社会を創造していく力を身につけられるよう、学校・家庭・地域が一体となって、学力向上に取り組みます。
- 2 小中学校において、全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェック^{*9}、ワークシートの3点セット等を活用した継続的な学習状況の把握や授業改善等に取り組みます。
※総合教育会議の意見への対応
- 3 学力向上アドバイザーや指導主事等による学校訪問をとおして、授業改善に向けた小中学校教員の意識向上と、効果的な授業スタイルの確立や授業規律の徹底に取り組みます。
- 4 指導教諭^{*10}を配置し教科指導の改善や充実を図るとともに、授業研究の充実に向けた組織的な取組を推進し教員一人ひとりの授業力を高めます。
- 5 家庭での学習が困難な子どもたちや学習習慣が十分に身についていない子どもたちに対して、補充的な学習や家庭学習のための指導等の組織的な取組を進めます。
- 6 課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）の充実に取り組みます。

^{*9} みえスタディ・チェック：学習指導要領をふまえ、三重県が重点的に実施している学力向上策の一つ。知識等の活用を中心とした問題を通じて、学習内容の定着状況を把握し、子どもたちが主体的に学習に取り組む意欲や、各学校における授業改善、個に応じた指導の充実等を促進する取組。

^{*10} 指導教諭：授業を受け持ちつつ、自校を中心に必要に応じて地域内の教員の資質向上、授業力の向上に向けた指導助言を行うため、公立小中学校に配置される職。

- 7 外国人児童生徒^{*11}が自己実現を図り、将来社会的に自立できるよう、日本語で学ぶ力の育成をめざしたJSLカリキュラム^{*12}の普及や適応指導等の充実を図ります。
- 8 外国人児童生徒等が夢や目標を持って学習に取り組むことができるよう、必要な情報を提供するとともに、文化の違いや多様性を学び合う機会を提供します。
- 9 小学校における英語教育の早期化、教科化に向けて、小・中・高等学校の系統性を意識した英語指導モデルの構築と普及・啓発を行います。
- 10 海外留学や海外での研修等への支援を行うとともに、県立高等学校における国際バカロレア^{*13}認定に向けた調査研究、語学力向上のための指導法の研究などに取り組みます。
- 11 地元の企業での就業体験や社会で活躍する卒業生等による授業の実施など、学校・家庭・地域が連携したキャリア教育を充実します。
- 12 子どもたちがよく知っているしごとや三重ならではのしごとの体験をとおして、その面白さや楽しさを実感することができる魅力的な参加型イベントを開催します。
- 13 子どもたちが社会への参画と貢献に対する意欲・態度を身につけることができるよう、政治的教養を育む教育に取り組みます。
- 14 情報活用能力の育成、情報モラル教育の充実、ICTを活用したわかりやすい授業の推進、ICT環境の整備等を通じて、情報教育の推進を図ります。
- 15 子どもたちが、消費者として自主的かつ合理的に行動することができるよう、その自立を支援するための取組を推進します。

※総合教育会議の意見への対応

^{*11} 外国人児童生徒：日本国籍であっても文化的背景やルーツが外国にある子どもたちを含む。

^{*12} JSLカリキュラム：JSLはJapanese as a Second Languageの略。日常的な会話はある程度できるものの、学習活動への参加が難しい外国人児童生徒に対して、学習活動に日本語で参加する力を育成するため、日本語指導と教科指導とを統合的に行う指導方法。

^{*13} 国際バカロレア：国際バカロレア機構（スイス・ジュネーブに本部を置く1968年設立の財団法人。学生に国際的に認められる大学入学資格を与えることや、国際理解教育の促進に資することを目的としている。）が実施する教育プログラム。このうち、高校レベルの「ディプロマプログラム」は、最終試験の合格で国際的な大学入学資格を取得可能。

4 人との絆や自然との関わりの中で伸びゆく豊かな心の育成

基本的な取組方向

子どもたちが、他者とのつながりや自然環境、郷土、社会等との関わりの中で、豊かな心を持つことができるよう、人権教育、道徳教育、郷土教育、環境教育に取り組みます。また、文化芸術活動や本にふれる機会をとおして、子どもたちに豊かな情操を育みます。

主な取組内容

- 1 子どもたちが、人権についての理解と認識を深めることにより自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができるよう、人権教育を推進します。
- 2 子どもたちが、命を大切にする心や公共心、規範意識、人間関係を築く力等を身につけるとともに、自尊感情を高め意欲的に生きていけるよう、道徳教育を推進します。
- 3 道徳の教科化へ向け、道徳教育推進教師を中心とする学校全体が一体となった指導体制の充実や、高等学校における道徳教育の全体計画の充実等に取り組みます。
- 4 有識者や関係者等による三重県道徳教育推進委員会を開催し、同委員会の調査や提案を道徳教育の推進や取組の充実に活かします。
- 5 子どもたちが、郷土三重への誇りを持って地域や世界で活躍できるよう、郷土に関する教材や伝統文化・伝統工芸にふれる体験活動等をとおして、郷土教育に取り組みます。
- 6 伊勢志摩サミットの開催を契機として、子どもたちが郷土三重のすばらしさを再認識するとともに、世界の子どもたちに関わる諸問題に関心を持ち、考える機会を創ります。
- 7 地域への定住を促進するため、南部地域の市町が連携して実施する、子どもの愛郷心を高め、将来の地域リーダーを育成する取組を支援します。
- 8 高校生が地域を学び、地域への愛着や絆を深めるため、地域活性化の取組に参画するなど、高等学校と地域が連携した取組を推進します。

- 9 子どもたちが環境について地球的視野で考え、持続可能な社会づくりの担い手となれるよう、民間団体等との連携や環境学習の拠点施設の活用等を通じ、環境教育を進めます。
- 10 学校等における森林環境教育^{*14}の一層の充実を図るため、学習活動のコーディネートやきめ細かな相談対応等、包括的な支援体制を構築します。
- 11 子どもたちに「もったいない」という意識を育むため、小学校において地域のボランティア、市町担当者が講師となったごみ減量化やリサイクルに関する出前授業を実施します。
- 12 読書環境の整備、読書機会の提供、読書活動の啓発の3つの観点に沿った取組を、学校・家庭・地域が相互に連携・協力して行うことにより、子どもたちの読書活動を推進します。
- 13 学校図書館を活用した授業や朝の読書、ビブリオバトル（書評合戦）^{*15}等の子どもと本をつなぐ取組を進めることにより、子どもたちの読書機会の拡充に努めます。
- 14 学校とPTAが連携して生活習慣・読書習慣チェックシートを普及すること等により、家庭読書（家読）を促進します。
- 15 子どもたちが本物の文化芸術にふれる機会を充実させることで、豊かな感性・情操や生涯にわたり文化芸術に親しむ態度を養うとともに、次代の文化の担い手を育成します。
- 16 子どもたちがお互いを理解・尊重し、一人ひとりの価値を認め合えるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する学習機会の充実に取り組みます。
- 17 望ましい交通社会の実現に向けて、自発的に「人にも社会にもやさしい移動のあり方」を探求し、行動する能力（モビリティ・マネジメント力）の育成を図っていきます。

^{*14} 森林環境教育：森林内での多様な体験活動などを通じて人びとの生活や環境と森林との関係について学ぶことにより、「地球温暖化防止」など森林の多面的機能や森林の整備と森林資源の循環利用の必要性等に対する理解を醸成する取組。

^{*15} ビブリオバトル（書評合戦）：発表者が1人5分で本を紹介し、最後に「どの本が一番読みたくなったか」について参加者全員で投票を行い、最多票を集めたものを「チャンプ本」とするゲーム。発表者のみならず聴衆にも読書への興味を高める効果がある。

5 健やかに生きていくための身体の育成

基本的な取組方向

健全な食生活などの基本的な生活習慣や日常的な運動習慣の確立等に向けた取組を進め、子どもたちが健やかに生きていくための基礎を培います。

主な取組内容

- 1 生涯にわたって運動に親しむ習慣を子どもたちに育むとともに、スポーツの楽しさや喜びを味わうことなどをおして、子どもたちの体力の向上に取り組めます。
- 2 各小中学校が「みえ子どもの元気アップシート」を活用し、体力向上に向けた目標の設定や実践が進むよう、市町等教育委員会と連携して取り組めます。
- 3 子どもたちの運動する機会を拡充するため、体育の授業以外に運動や体を動かす遊びに取り組む1学校1運動プロジェクトを推進します。
- 4 各学校が毎年継続して体力テストを実施し、その結果を「体力の成長記録」として子どもたちや保護者と共有することをおして、体力向上につなげる取組を推進します。
- 5 運動部活動の指導者を対象とした研修会等を通じて指導力の向上を図るとともに、地域のスポーツ人材を外部指導者として学校に派遣します。
- 6 平成30(2018)年度全国高等学校総合体育大会、平成32(2020)年度全国中学校体育大会の開催を通じて、運動部活動の充実と強化を図ります。
- 7 将来のトップアスリートを育成するため、関係団体と連携して、優れた才能を持つ子どもたちを発掘し、一貫した強化体制による育成・強化を進めます。
- 8 子どもたちの基本的な生活習慣の確立や性的問題行動、薬物乱用、アレルギー、心の健康など健康課題の解決に向けて、関係機関と連携を図りつつ健康教育の取組を推進します。
- 9 子どもたちが妊娠・出産や性に関する正しい知識を習得できるよう、保育体験の機会充実やライフプラン、結婚、子育てをテーマとした講演会の開催等に取り組めます。

- 10 児童期から、がんに関する正しい理解を広げるため、保健医療関係者と教育関係者が連携して、がんに関する教育に取り組めます。
- 11 健全な口腔機能の維持による全身の健康づくりをめざし、学校歯科医と教育関係者が連携して正しい歯科疾患予防の知識、生活習慣が習得できる歯科保健の取組を推進します。
- 12 子どもたちが「食」に関する正しい知識と食習慣を身につけることができるよう、朝食メニューコンクールの実施等を通じて、食育の推進に取り組めます。
- 13 食育の推進を図るため、給食への県産品の利用促進や、家庭や学校、地域などのさまざまな場面で子どもたちが県産品に触れ親しむ機会の創出に取り組めます。

6 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進

基本的な取組方向

障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが可能な限り同じ場で共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築を進めるとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じて、子どもたちの自立と社会参画のために必要な力を育みます。

主な取組内容

- 1 幼稚園・認定こども園・保育所、小・中・高等学校、特別支援学校間で指導・支援に必要な情報が確実に引き継がれるよう、パーソナルカルテ^{*16}を活用した支援体制の充実を図ります。
- 2 発達障がい児等への早期発見・支援に向けて、支援ツールである「CLM (Check List in Mie) と個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入を促進します。
- 3 全ての子どもたちが「学ぶ喜び」「わかる楽しさ」を実感できるよう、授業のユニバーサルデザイン化を図るとともに、障がいのある子どもへの合理的配慮の提供を進めます。
- 4 障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、可能な限り同じ場で共に学ぶことができるよう、交流および共同学習を進めます。
- 5 特別支援学校卒業後も地域の中で安心して、自分らしく暮らしていけるよう、計画的・組織的にキャリア教育を進め、進路希望の実現と地域生活への円滑な移行を図ります。
- 6 特別支援学校高等部の企業就労については、生徒本人の適性を十分に把握した上で、適した職種・業務と必要な支援の方法を企業に提案する形の職場開拓を行います。
- 7 小・中・高等学校の教員の特別支援教育に係る専門性が向上するよう、特別支援学校のセンター的機能の活用や特別支援教育コーディネーターへの研修支援等を進めます。
- 8 三重県立子ども心身発達医療センターおよび三重県立かがやき特別支援学校を新たに整備し、医療、福祉、教育が連携した専門性の高い支援を行います。 ※名称の確定

^{*16} パーソナルカルテ：子どもおよび保護者が必要な情報（生育歴等）を記入して作成するファイル。日常的な管理も本人・保護者が行い、学校や関係機関等から提供を受けた情報（個別の教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等）を追加して綴じ込んでいくファイル形式。

- 9 三重県立特別支援学校東紀州くろしお学園（本校）、三重県立松阪地域特別支援学校（仮称）の整備を進めます。
- 10 在籍する子どもたちの増加や車両の老朽化に対応したスクールバスの配備と更新を進めるとともに、特別支援学校の計画的な施設改修等を行います。
- 11 発達支援が必要な子どもが身近な地域で健やかに成長できるよう、市町等と連携し、早期発見と成長段階に応じた適切な支援が途切れることのない体制の構築をめざします。
- 12 保健・福祉・教育の機能が連携した市町の総合支援窓口との連携を強化するとともに、専門性の高い人材の育成のための研修受入れや巡回指導による技術的支援を行います。

7 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり

基本的な取組方向

子どもたちが安全・安心に学ぶ環境を整えるため、防災教育・防災対策の推進や学校の安全・安心の確保に取り組みます。また、いじめや暴力行為、不登校等への対応、教育的に不利な環境にある子どもたちへの支援などに取り組みます。

主な取組内容

- 1 子どもたちにいじめや暴力行為を許さない心を育むとともに、学校全体でいじめ等の解決に取り組む体制づくりを進めます。
- 2 県、市町、学校、保護者等の責務や役割等を明確にした総合的な視点での「いじめ防止条例（仮称）」の制定を検討します。
- 3 子どもたちがインターネット利用に関わるルールやマナー等の情報モラルを主体的に身につけるための取組を進めます。
- 4 子どもたちが、防災学習を通じて自分の命は自分で守る力を身につけられるよう、防災教育を推進します。また、校舎の耐震化および学校の防災機能の強化に取り組みます。
- 5 みえ防災・減災センターにおいて、世代を越えてつないでいくべき災害の記憶や記録を収集し、「みえ防災・減災アーカイブ」の充実を図るとともに、防災教育に活用します。
- 6 交通事故や不審者事案などから子どもたちを守り、危険予測・危険回避能力を育成するため、防犯教室や危険予測トレーニング等による交通安全・防犯教育を推進します。
- 7 子どもたちが安全に登下校できるよう、防犯団体や関係機関等、地域のさまざまな主体と連携し、通学路の安全対策を進めます。
- 8 飲酒運転0（ゼロ）をめざし、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という意識の定着のための教育、啓発活動を推進します。
- 9 魅力ある学校・学級づくりや安心して学べる環境づくりを進めるとともに、不登校児童生徒に対する社会的自立に向けた支援を家庭や関係機関等と連携して行います。

- 10 進路指導や入学後の教育相談体制を充実することにより、学校生活・学業不適應による中途退学等の未然防止に取り組みます。
- 11 いじめや暴力行為、不登校の未然防止および早期発見・早期解決を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー^{*17}による支援に取り組みます。
- 12 いじめや暴力行為、不登校の解決に向けて、総合教育センターにおいて「いじめ電話相談」や専門的教育相談を実施するとともに、教職員に対する教育相談研修を実施します。
- 13 「三重県子どもの貧困対策計画」に基づき、市町や関係機関と連携し、就学の援助、学資の援助、学習の支援等、貧困の状況にある子どもの教育に関する支援を行います。
- 14 学校を子どもの貧困対策のプラットフォーム^{*18}として位置づけ、学校を窓口として関係機関等との連携を図ることで、貧困の状況にある子どもを生活支援や福祉制度につなげます。

^{*17} スクールソーシャルワーカー：11 ページ参照。

※総合教育会議の意見への対応

^{*18} 学校を子どもの貧困対策のプラットフォーム：国の「子供の貧困対策に関する大綱」の教育の支援において用いられているキーワード。ここでは、学校を核として、さまざまな関係者や専門家がつながり、子どもたちを多面的にサポートするとの趣旨で用いている。

8 地域に開かれ信頼される学校づくり

基本的な取組方向

学校や教職員に対する期待やニーズが増加・多様化していることをふまえ、コミュニティ・スクール等の推進や学校の特色化・魅力化、教職員の資質向上等に取り組むことで、地域に開かれ信頼される学校づくりを進めます。

主な取組内容

- 1 地域とともにある学校づくりサポーターの派遣等を通じて、コミュニティ・スクール^{*19}や学校支援地域本部^{*20}の導入など、保護者や地域住民が参画する学校運営を促進します。
- 2 土曜日の授業や土曜学習等の効果的な活用について普及するとともに、地域住民の知識や経験、技能などを活用した学習や体験活動を充実します。
- 3 小中一貫教育に関する情報提供を行うとともに、小・中学校両方の教員免許を有する教員の適切な配置等に努めます。
- 4 中高一貫教育については、その理念や期待される教育効果、課題を明確にしつつ、県内各地域の状況やニーズ等をふまえ、検討を進めます。
- 5 大学教員等による高等学校での出前授業、高校生の大学での講義受講、大学の施設等を利用した実験・実習など、高等学校と大学との連携に取り組みます。
- 6 高等学校において、グローバル人材の育成を目的とした教育内容の充実や地域に根ざした特色ある専門学科等の設置・拡充を検討します。
- 7 県内の工業高校が持つポテンシャルを活かしつつ、一層高度なものづくり教育を行う魅力的な教育環境を整備するため、北勢地域に工業高校の専攻科を設置します。

^{*19} コミュニティ・スクール：保護者や地域住民が、学校の方針承認や教職員の人事について、一定の権限を持って学校運営に関与するタイプの公立学校。教育委員会が指定した学校に学校運営協議会を設置することによって実現するもの。

^{*20} 学校支援地域本部：学校の教育活動を支援するため、地域住民の学校支援ボランティアなどへの参加をコーディネートする組織で、いわば「地域につくられた学校の応援団」。地域住民が学校を支援する取組を組織的なものとし、学校の求めと地域の力をマッチングして、より効果的な学校支援を行い、教育の充実を図ろうとするもの。

- 8 「教育に対する情熱と使命感」、「専門的知識・技能に基づく課題解決能力」、「自立した社会人としての豊かな人間性」を持った教職員の採用・育成を図ります。
- 9 業務の簡素・効率化を図り、教職員が子どもたちと向き合える時間を確保するなど、教職員が意欲的に教育活動に取り組む環境をつくれます。
- 10 校舎の耐震化やバリアフリーなど学校施設の充実を図り、子どもたちの安全・安心の確保と快適な学習環境づくりを推進します。
- 11 個性豊かで多様な教育の場を確保するため、私立学校の特色ある学校づくりおよび健全な学校経営を支援します。

9 地域と若者の未来を拓く高等教育機関の充実

基本的な取組方向

県内における高等教育の学びの選択肢を増やすとともに、各校の教育の質や魅力を高める取組を支援することにより、高等教育機関の充実を図ります。また、このことを、三重県で学び、働く若者の増加につなげます。

加えて、高等教育機関と地域との連携を促進し、地域課題の解決に向けた取組の活性化、および学生と地域との結びつきの強化を図ります。

主な取組内容

- 1 大学・学部等の新增設・再編に向けた検討を進め、高等教育における学びの選択肢の拡大を図るとともに、全国でも低位にある大学収容力の向上をめざします。
- 2 学生の確保、県内への定着等に向けた県内高等教育機関による魅力向上・充実の取組を支援します。
- 3 「高等教育コンソーシアム^{*21}みえ（仮称）」を設置し、県内高等教育機関相互および県内高等教育機関と地域との連携による魅力向上を図ります。
※議会意見への対応
- 4 三重大学が中心となり進める「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」^{*22}に参画し、本県の産業を担う人材の養成と魅力ある就職先の創出を図ります。
※事業内容の確定
- 5 若者の県内定着を促進するため、県内の南部地域等条件不利地域に居住すること等を条件に、大学生等の奨学金の返還額の一部を助成する制度を創設します。
- 6 「おしごと広場みえ」における中小企業・小規模企業の魅力の情報発信や経営者等と若者との交流促進など、若者と中小企業・小規模企業との一層のマッチングを図ります。
- 7 県内高校卒業生で、県外大学へ進学している学生のUターン就職の促進などに取り組みます。

^{*21} コンソーシアム：複数の個人や法人、団体が集まり結成される組織・団体の一種。同種の団体が集まって共同事業を行ったり、特定のテーマや目的に関連する企業や団体、個人が共同で活動を行ったり、参加者が財産や権利を出し合って共同で運用したりするもの。

^{*22} 地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）：高等教育機関を対象にした文部科学省の補助事業。大学等が地方公共団体や企業等と協働し、学生にとって魅力ある就職先を創出するとともに、地域が求める人材を養成するために必要な教育カリキュラムの改革を行う取組を支援するもの。

- 8 地域活動に関心がある学生と課題を抱える地域のさまざまな主体の情報を全県的に一元化し、マッチングを図ることにより、学生の地域活動への参画を一層促進します。
- 9 大学教員等による高等学校での出前授業、高校生の大学での講義受講、大学の施設等を利用した実験・実習など、高等学校と大学との連携に取り組めます。(再掲)
- 10 高い専門性と豊かな人間性を備えた教員の養成および育成のため、三重大学教職大学院をはじめとする教員養成機関との連携・協働を推進します。 ※総合教育会議の意見への対応
- 11 公立大学法人三重県立看護大学において、質の高い教育・研究を実践するとともに、地域と連携し、地域に貢献する魅力ある大学づくりを進めるよう支援します。

10 地域の活力を支える産業人材等の育成

基本的な取組方向

本県経済を牽引する経営人材、新分野を切り拓く高度人材、企業の中核を担うホスピタリティ人材、食関連産業の発展を担う人材など、地域の活力の源泉である産業人材の育成を推進します。併せて、農林水産業の次代を創造する多様な担い手、人びとの暮らしを根幹から支える医療・福祉人材、防災人材、地域活性化の核となる地域人材等の育成・確保を着実に進めます。

主な取組内容

- 1 航空宇宙産業について、世界に通用する多くの人材を育成するため、海外とのネットワークを活かし、産学官の連携により取り組みます。
- 2 県内産業を牽引していく経営人材の育成をめざし、力強い中小企業経営者を核とした業種を超えたネットワークを構築する場づくりに取り組みます。
- 3 県内産業の発展に必要な県内中小企業・小規模企業の強靱化に向け、製造管理者の育成など、各企業における中核人材の育成に取り組みます。
- 4 県内企業が、自社の新たな事業展開や技術力向上等のために、専門的な知識や技術等を有する人材を育成できるよう取り組みます。
- 5 食・観光産業等サービス産業の従事者等を対象に企業の中核を担うホスピタリティ人材を育成・確保するとともに、食関連産業の発展を担う人材の育成について検討を進めます。
- 6 急増している外国人旅行者に適切な対応ができる人材の育成・確保に取り組みます。
- 7 三重県が培ってきた海外ネットワークとの連携や資金、人材育成など独自の「スタートアップ・サポートプログラム」を策定し、創業および第二創業を支援します。
- 8 ヘルスケア分野の多様化するニーズに対応すべく、産学官民が連携し、多様な人材の育成・確保に取り組みます。

- 9 建設業の活性化に向けて人材確保や技術継承が図られるよう、若年者の入職促進、人材育成や就業者の定着促進、建設業への理解促進の取組等を支援します。
- 10 農林水産業に関わるさまざまな分野の人材間ネットワークの構築を通じて、新たなイノベーションを創出する人材の育成に取り組みます。
- 11 新規就農者の確保・育成に向け、U・Iターン就農者の受入体制を整備するとともに、産学官が連携して若き農業ビジネス人材を育成する包括的な仕組みを構築します。
- 12 家畜伝染病の発生予防およびまん延防止を図るため、生産段階における危機管理体制の強化や獣医師などの畜産経営体を支える人材の確保・育成に取り組みます。
- 13 新規林業就業者の確保に向け、職場体験研修、就業フェアを開催するとともに、林業大学校の設置を含めた検討など、次代の林業を担う人材の育成に取り組みます。
- 14 漁業の担い手の確保に向け、漁師塾^{*23}の座学カリキュラムの充実や取組地区の拡大、新規就業時の経済的不安解消に向けた支援策の充実などに取り組みます。
- 15 新専門医制度の見直し状況も見据えながら、医師修学資金貸与者等に三重専門医研修プログラム^{*24}の活用を働きかけ、県内で活躍する医師の育成を図ります。
- 16 看護職員確保対策検討会の議論をふまえ、「人材確保対策」「定着促進対策」「資質向上対策」「助産師確保対策」の4つの視点から総合的な看護職員確保対策の取組を進めます。
- 17 国際医療技術連携体制（M-MUSCLE）^{*25}協議会での議論をふまえ、海外大学との連携を進めることで医療分野の魅力向上を図り、医療従事者の確保・定着につなげます。
- 18 公立大学法人三重県立看護大学において、質の高い看護を実践できる人材を育成するよう支援します。
- 19 福祉・介護分野の人材確保のため、福祉・介護の魅力発信、介護職員初任者研修等による人材育成に取り組むとともに、事業者団体等が実施する参入促進等の取組を支援します。

^{*23} 漁師塾：若者などの水産業への就業・就労を促進するため、漁業技術の研修等を通じて人材育成や就業支援を行う育成機関。

^{*24} 三重専門医研修プログラム：地域の医療機関と中核病院をローテーションしながら、17の基本領域を対象に専門医資格を取得することができる後期臨床研修プログラム。

^{*25} 国際医療技術連携体制（M-MUSCLE）：医療分野の学術面における国際連携を進めるために構築した県内の医療・看護系等の大学の連携による国際医療技術連携体制（三重医療系大学サイエンス・コラボレーション・リーグ；Mie Medical University Science Collaboration League）。

- 20 さまざまな分野で防災・減災対策を担う防災人材を育成するとともに、「みえ防災人材バンク」の充実を図り、防災人材が地域で活躍できる環境づくりに取り組みます。
- 21 地域の市民活動センター等の中間支援団体と連携し、災害時のボランティア活動等、さまざまなNPOが活躍できる環境整備を進めます。
- 22 南部地域において、主体的にコミュニティを支える地域人材を育成するとともに、地域人材同士がつながり、新たな価値を生み出す場づくりに取り組みます。
- 23 みえの文化芸術を支える専門人材の育成とともに、若いアーティストの育成や交流などを進めることにより、文化をとおして地域の活力を支えることができる人材を育成します。
- 24 外国人住民等が安心して適切な医療を受けられるよう、医療通訳育成研修を開催し、医療通訳の人材育成を行うなど、医療通訳制度の定着に向けて取り組みます。
- 25 外国人住民を主な対象とした避難所訓練を、さまざまな主体と連携して開催し、外国人住民を含めた災害時の共助の仕組みづくりを進めます。

1.1 あらゆる世代の全ての人が学び挑戦できる社会づくり

基本的な取組方向

未来を担う「子ども」はもとより、チャレンジし続ける「社会人」、学び続ける「高齢者」に至るあらゆる世代が、また、これまで社会との結びつきがまだ十分とはいえない障がい者、女性、外国人等を含む全ての人が、いつでも学び、挑戦し、社会参画できる「生涯現役・全員参画型社会」の実現をめざし、学習基盤の充実を図るとともに、学習成果を発揮して活躍しやすい環境づくりを進めます。

主な取組内容

- 1 生涯学習施設において、高等教育機関等との連携の強化、多様な主体の交流や情報発信の充実により、ライフステージに応じた学びの場や学習成果の活用を創出します。
- 2 社会教育関係者のネットワークを拡充し、交流の場を設け、人材育成を図ることにより、社会教育、学校教育、家庭教育の連携を促進し、地域の教育力の向上につなげます。
- 3 県民が人権課題を主体的に考え、行動していくため、人権に関する知識や情報を届け、多様な学習機会を提供することにより、人権が尊重されるまちづくりを促進します。
- 4 学卒者、離転職者、在職者などに対して、職業訓練などにより、職業能力の開発および向上に取り組めます。
- 5 若年者を対象に、社会人としての基礎に関するセミナー等を開催するとともに、正規雇用への転換を希望する非正規雇用者等を支援します。
- 6 社会参画意欲の高いシニア世代が、人材が不足している介護職場において活躍していけるよう、就業促進の取組を進めるとともに、環境の整備を図ります。
- 7 障がい者の社会参画を進めるため、障がい者の態様に応じた職業訓練や福祉施設から一般就労に向けた支援、社会的事業所^{*26}の創設、運営支援など雇用の場の拡大に取り組めます。

^{*26} 社会的事業所：障がいのある人もない人も共に働く、企業等への一般就労や障害福祉サービス事業所における福祉的就労とは異なる、一定の社会的支援のもとに経済活動を行う事業体。

- 8 障がい者雇用の促進に向けて、ステップアップカフェ^{*27}等を活用した啓発、関係機関と連携した企業への働きかけ、企業間ネットワークの活動支援などの取組を推進します。
- 9 福祉事業所の農業参入や農業経営体の障がい者雇用を促進するため、関係者の支援体制の強化や、農業経営体へのさらなる意識啓発に取り組めます。
- 10 林業分野への障がい者の就労促進に向け、林業事業者と福祉事業者の連携による苗木生産等の取組や関係事業者への意識啓発を進めます。
- 11 水産分野への障がい者の就労機会の拡大に向け、福祉事業所の漁業参入の促進や関係団体等への意識啓発に取り組めます。
- 12 女性の雇用について、就労継続がかなう労働環境づくり、キャリアアップ支援、就労相談や研修等の再就職のための支援、再就職後のフォローアップなどに取り組めます。
- 13 育児等で離職した人が就農し、定着するための環境づくりに取り組む地域活動を支援するとともに、育児期からの就労開始プログラムの開発や実証を行います。
- 14 多言語での情報発信、文化の違いや多様性を学び合う機会を提供することで、文化的背景の異なる人びとが社会参画しやすい環境づくりを進めます。
- 15 スポーツに親しむ人びとの拡大を図るため、総合型地域スポーツクラブ^{*28}の支援やスポーツ推進月間の取組など、スポーツに親しむ機会の拡充や機運の醸成を図ります。
- 16 本県選手が国内外の大会で活躍できるよう、関係団体と連携して、育成・強化を図るとともに、本県選手等が県内に定着し、競技を継続できる環境づくりに取り組めます。
- 17 障がい者のスポーツ活動への参加機会の充実、確保を図り、スポーツを通じた障がい者の自立と社会参画を促進します。

^{*27} ステップアップカフェ：障がい者が一般就労に向けてステップアップできる実践的な訓練の場となるとともに、障がい者がいきいきと働く姿を発信し、企業や県民の障がい者が働くことに対する理解を深めていくことをめざして、県が関係機関と連携し設置したレストランカフェ。

^{*28} 総合型地域スポーツクラブ：子どもから高齢者まで、誰でも気軽に多種目のスポーツを楽しむことができるよう、地域の人たちが主体的に運営するスポーツクラブ。

5 「教育への県民力の結集」に向けて

県民力を結集し社会総がかりで教育に取り組むためには、多様な主体それぞれが教育の当事者として、期待される役割を果たしていくことが大切です。

(1)「学校」の役割 ～信頼される教育の実現～

◇子どもたちの可能性を「開花」させ、「生き抜いていく力」を育むこと

教員が高い志と使命感を持って子どもたちと向き合うことや家庭・地域と連携・協力することを通じ、一人ひとりの持つ可能性を「開花」させ、「生き抜いていく力」を育みます。

◇地域に開かれ、信頼される学校づくりを進めること

日頃の教育活動等の情報を、良い面も悪い面も含めて積極的に公開し、また、家庭・地域との幅広い「協創」体制を築く中で、地域に開かれ、信頼される学校づくりを進めます。

(※「学校」：幼稚園・認定こども園・保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校をいう)

(2)「家庭」の役割 ～「心の拠り所」、そして「教育の原点」～

◇「心の拠り所」「教育の原点」として、子どもを温かく育むこと

「心の拠り所」として、安心して生活できる環境を整え、深い愛情を持って子どもを温かく育みます。また、「教育の原点」、教育の第一義的責任者として、子どもの心身の調和のとれた発達を図ります。

◇学校との連携を深め、教育効果を高め合うこと

学校との連携を深め、学力・体力の向上、道德教育等の教育効果を相乗的に高め合います。また、「地域の教育力の源」として、PTA活動等に積極的に参画します。

(3)「地域」の役割 ～「絆」による成長の場の創出と支援～

◇豊かな人間性を育む多様な体験・交流の機会を提供すること

住民やNPO等が連携し、異年齢・異世代の人びとの「絆」が深まる体験・交流活動や社会貢献活動など、多彩な成長の場を継続的に創出します。

◇学校を支援すること、子育てや家庭教育を応援し支えること

学校運営への参画などにより学校を支援するとともに、子育てや家庭教育を応援し支えます。また、今後こうした活動をとおして住民の交流を活性化させ、地域の絆をさらに深めていくという循環につなげます。

(4)「企業等」の役割 ～企業等活動を通じた教育への貢献～

◇専門性等を活かし、教育活動に積極的に参画すること

インターンシップ、農業体験、環境教育、文化芸術活動への協力、施設等の提供、出前授業など、専門性等を活かし教育活動に積極的に参画します。

◇企業等活動を通じ、さまざまな側面から教育施策に貢献すること

子育てを支援する職場づくり等の教育環境の改善や、障がい者雇用による能力発揮の場の提供など、さまざまな側面から教育施策に貢献します。

(5)「高等教育機関」の役割 ～人材の輩出と地域の教育振興～

◇地域社会を牽引していく人材を輩出すること

教育機能を高め、課題探究能力を身につけた、地域社会を牽引していく人材を輩出します。また、学校の魅力向上を図り、三重で学び、働く若者の増加につなげていきます。

◇「知」の集積を地域の教育振興に還元すること

出前授業や公開講座などにより、「知」の集積を積極的に還元することにより、地域の教育振興を支援します。

(6)「行政」の役割 ～質の高い教育環境の創造～

◇質の高い教育環境を創造するとともに、必要な助言等を行うこと

行き届いた教育を行うため、質の高い教育環境を整備・実現します。また、ニーズや課題を把握・分析した上で、計画やシステムを整備し、必要な助言等を行います。

◇「教育への県民力の結集」を促進すること

「教育への県民力の結集」の実現に向け、コミュニティ・スクール制度等の推進など、必要な働きかけや支援等を行います。

(7) 県と市町との役割分担

①市町の役割 ～義務教育、幼児教育の責任者～

義務教育、幼児教育を担う自治体として、自らの判断において教育行政を展開するとともに、その成果について住民への説明責任を確実に果たします。

②県の役割 ～全県的な教育水準の維持向上～

全県的な教育水準の維持向上に主体的な役割を果たします。また、教育施策を進めるにあたり、市町との意見交換、情報交換を密にし、その主体性を尊重するとともに、一層の支援に努めます。

※議会意見への対応